

(第四部)

第二回参議院司法委員会會議錄第七号

(八八)

昭和二十三年三月二十六日(金曜日)午後二時三十三分開會

本日の會議に付した事件

○輕犯罪法案(内閣送付)

○委員長(伊藤修君) これより司法委員會を開會いたします。輕犯罪法案を議題に供します。昨日に引續き質疑を續けたいと思います。

○中村正雄君 政府の方でも御承知と思いますが、各労働組合その他から本法に對して反對が相當起つております。その理由とするところは、組合運動の彈壓のために本法が利用され得るという懸念からだらうと思つておられるが、その點につきまして組合運動としての團體交渉、或いはデモ、そういう關係の行為が本法に觸れ得るという場合を第一に懸念したらうと思つておられるが、そういう點を第一條で拾つてみましよう。この一條の十四號、二十六號、二十八號、三十一號、こういう程度だらうと思つておられるが、本法に關しましてはすべて刑法總則が適用になると思つておられる。組合運動と本法とは全然別なものである、こういうふうな懸念を持つておられるが、そういう國民が非常な懸念を持つておることにつきまして、政府の方といたしまして、全然これは關係ないのだと、組合を彈壓するために使うものじやないのだという點につきまして、どういふふうにお考えになつておられるかという點が第一と、第二の點はそれに關連しまして本法は殆んどはこれ現行犯となると思つておられる。従いまして

逮捕狀その他がなくなり直ちに警察官が逮捕でき得るという關係で、現在の警察官の執業程度その他から行きまして、感情的に組合運動を抑壓するといふ點に利用され得るという懸念があるのだらうと思つておられる。従いましてそういう點についての教育なり、或いは防止といふ點についてどういふふうにお考えになるか。この二點についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(國宗榮君) お答えいたします。本法の立案の趣旨につきましては提案理由で御説明申し上げた通りであります。本法の目的とするところは、日常生活におきます卑近な道徳に反する輕い犯罪を處罰しようとするものであります。そういういたしまして、この亂れ勝ちな、禮儀に欠くるようなこの社會の秩序を正しくしようというだけのことであります。勿論労働運動とか或いは大衆運動といふものを目標といたしまして本法を制定したのではないのでございます。ただ併しなから本法の前身でありましたところの、警察犯處罰令の實際上の運用におきまして、今日まで労働運動或いは大衆運動に對しまして、その法律の趣旨とするところと相反して、これを彈壓する上から傾向に使われた嫌ひがあつたことも否むことができないと存するものであります。本法はかような點の運用につきましては、十分の注意をいたしたいと思つておられます。ただ本法がさうな趣旨でできておられます、而も労働運動につきましては、労働組

合法の第一條の第二項の規定がやはり本法にもはつきりと冠つて参りますので、大體或いは總論として申してもいいくらいに本法の適用は労働運動に對しては、排除されると、かように考へております。のみならず労働運動をそれ自體の目的行動から申しまして、大衆運動が企圖しておられますところの一つの行動から申しまして、多くの場合に申しまして、本法に規定しておりますところの「正當の理由が、ある場合に」も歸着いたしますし、又「みだりでない」といふ場合にも歸着いたします。従いまして刑法總則の規定によりまして、多くの場合本法を阻却されるものと考へておられます。

更に第二の御質問でございますが本法は大體現行犯の場合に限られるだらうとの御見解であります。正にその通りであります。さうな場合におきまして、直ちに逮捕するといふような事態が惹き起はれないかという御心配でございますが、この點につきましても、現行の刑事訴訟法におきましては、多少の制限をいたしております。五、五百圓以下の罰金又は拘留、科料に當る罪につきましては、全面的に現行犯の規定を適用いたしておられないのであります。住居が不明である。或いは氏名が分明でない。或いは逃走の虞れのある。かような制限のある場合にのみ現行犯處分を許しておられる次第であります。かような點から申しまして、現行犯といたしまして、これを直ちに逮捕するといふ場合は先ず少からうと存するのであります。併し、これは逃走の虞れがある場合には逮捕できることに相成つておられますので、運用の如何によりましては、又認定の如何によりましては、この點につきましてもの心配も相當あるかと私も考へております。従いましてこの法律案が成立いたしましたして、實施に移る場合におきましては、この法律の趣旨とするところを、十分にこの法を運用いたします警察官に周知せしめまことに、更にこの法の運用の基準、指針といふものをはつきりとした具體的な形におきまして通知をいたしたい、かように考へております。そういういたしまして御懸念のやうな點を全然ないように防止いたしたいと考へております。

○中村正雄君 只今の御説明で大體明瞭になつたのであります。例を取つて一つ御質問いたしますと、第一條の第十四號「公務員の制止をきかずに、人聲、樂器、ラジオなどの音を異常に大きく出して警覺を害し近隣に迷惑をかけた者」、この條項で行きますと、假に大衆運動としてデモ行進をやるときに、やはり相當大きな聲を出して歩くわけですから、公務員が制止しても聞かない場合、やはりこういう條項が取締規定とは別に適用されるかどうかということ、例を引いてお聞きしたいと思つておられます。

○政府委員(國宗榮君) デモ行進の場合に大衆を擧げて通る。そういう場合におきまして、そのデモ行進が當然にさうな聲を擧げて歌を唄つて通ると

いうことは、この社會の通念上當然許される場合におきましては、公務員の制止をすること自體がすでに間違つておるのであります。その場合「公務員の制止をきかず」といふことがありましても、これは當然に違法を阻却いたしました、本法の適用はないものと考えております。

○中村正雄君 もう一つお尋ねしたいのは、大衆運動に對しまして、それぞれ取締規則がありますが、その規則と本法との關係はどういふふうになつておりますか。

○政府委員(國宗榮君) 大衆運動自體を自指した取締規定といふものは、どういふものがあるか實は私もはつきり存じませんが、主に大衆運動によく使われますのは、暴力行為取締に關する法律などが、或いは適例じやないかと思つておられる。これとても大衆運動自體の取締を目的としたものではないと考へておられます。ただ運用が、さうな御心配と又實際の狀態を現出しておると、かように考へておられますので、本法といたしましてはさうな法規との關係においては、別に特別な關連を持つてゐるのじやなく、おのずからこの法律の目的としておられますところの保護法益が達つてゐる場合もありましますし、又行爲の程度の差があるに過ぎないものであると思つておられます。

○中村正雄君 ちよつと速記を止めて頂きたい。

○委員長(伊藤修君) 速記を止めて。(速記中止)

